

平成28年度定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2. 監査を執行した監査委員

監査委員 土 尻 滋

監査委員 飛 田 静 幸

3. 監査の対象及び範囲

広報広聴課，企画経営課，まちづくり推進課，税務課，自治推進課，環境政策課，防災原子力安全課，介護福祉課，都市整備課，農業政策課，下水道課，学校教育課，指導室，監査委員事務局，農業委員会事務局における平成28年度（平成28年4月1日から平成28年11月末日）に執行した事務事業。

4. 監査期日

1月13日	環境政策課	学校教育課	
1月16日	広報広聴課	下水道課	
1月17日	農業政策課	まちづくり推進課	
1月18日	防災原子力安全課	都市整備課	
1月19日	農業委員会	自治推進課	
1月20日	指導室	企画経営課	監査委員事務局
1月23日	税務課	介護福祉課	

5. 監査の主な観点

(1) 事務事業及び予算の執行状況について

- ・事務事業及び予算の執行は，適法で計画的，効率的に行われているか。
- ・徴収・収納事務は適正に行われているか。
- ・支出の手続きは適正か。

(2) 工事請負費・委託料・賃借料・備品購入費の執行状況について

- ・契約の方法は適正か。
- ・契約は適正に履行されているか。

(3) 補助金・助成金等交付の執行状況について

- ・手続きは関係法令や要綱等に基づいて行われているか。
- ・補助団体に対し、関係法令や要綱等に則り適切な指導・監督を行っているか。

(4) その他

- ・財産の管理は適切に行われているか。
- ・施設の維持管理は適切に行われているか。

6. 監査の方法

監査対象課室局より事前に関係書類の提出を求め「平成28年度事務分担及び人員配置表」「歳入・歳出課別科目別エクセル」「平成28年度業務の概要と課題」「執行状況確認調書定期監査用」「補助金・助成金・奨励費の手続き確認調書」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課室局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。

7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び事業の執行状況は、関係法令等に従い概ね適正に処理されていたと認められる。

改善、検討を要する事項、また、特長及び秀逸な点については以下に示す。問題のある部分については、それぞれ必要な措置を講じ、適正かつ効率的な事務の執行に務められたい。

生物多様性促進事業

生物多様性については、平成20年6月に生物多様性基本法が施行された。これは、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することにより、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。

本法や生物多様性国家戦略に基づき、本村では平成26年3月に「生物多様性地域戦略」を策定し、平成28年度からの第5次総合計画後期基本計画の中でも重要施策として位置づけている。このような取り組みを行っているのは、県内市町村では東海村だけであり、本村の施策の先進性と意識の高さが伺える。

この取り組みの中で、環境学習プログラムとして、中丸小と村松小では、生物多様性についての講演会や子どもたちの活動発表などのほか、緑地等でのフィールドワークを行っている。

特に、中丸小では、まだ自然が残っている「絆」北側緑地でフィールドワークを行っており、このような自然の中での活動は、子どもたちの教育に大変良い効果を与えると考えられる。今後は教育委員会と連携し、村内の小中学校全体でこのような活動に取り組まれたい。

この生物多様性の取り組みは、「とうかい環境村民会議」が熱心に行っているが、本団体メンバーが少なく、また、高齢化してきており、新会員の確保や組織の活性化が課題となってくることが予想されることから、近隣の大学や社会貢献に積極的な村内の企業・事業所などにも呼びかけて、大学生や若い人たち、高校生などにも参加してもらい、この活動母体の活性化を図り、活動を推進するよう意見する。

業務改善－電算化による業務の効率化

学校教育課では、教職員に関する県関係の事務がオンライン化していないため、特に8月～9月の教員免許更新時には、書類の現物提出のためにほとんどの時間を費やしているとのことであり、非効率と言わざるをえない。

この問題は、他の市町村でも同様であると思われるので、これらの市町村と連携しつつ、県に対して業務のオンライン処理等、効率化と負担軽減に向けた改善について問題提起をするべきと思われる。

並行して、本村においては電算化が可能な業務は出来るだけペーパーレス化し業務の効率化を図られたい。

施設保全に関わる人員の配置、組織のあり方

小学校でガス配管からガスが漏れているようだとの通報が施設を所管している学校教育課にあり、学校教育課では配管等設備のことが分かる職員がいなかったため、技術系職員が多い都市整備課に応援を求めた結果、床に埋め込まれている配管からガスが漏れていることが分かり処置したとの報告を受けた。この流れでは学校（施設）、所管課、都市整備課との間でのやりとりに時間がとられ、必ずしも迅速に対応できたとは言いがたい。

現在、村の施設の保全については、その施設を所管している課が担当しているが、所管課には施設保全に関する知識がない事務職員しかいない場合は、日常の施設管理においても、修理・更新すべき箇所やその時期、緊急性などの判断が難しい。

教育委員会は、小中学校、図書館、文化センター、体育館など村の公共施設の大部分を所管しているので、教育委員会内部に施設の保全を一括して行う技術系職員のグループを設置することにより、迅速な対応が取れるものとする。

今後、村の資産は東海村公共施設等総合管理計画によって維持運営されていく。この計画にそってロスのない資産の運用を行う上で、現状のように施設の保全業務を施設の所管課がそれぞれ行うのがいいのか、それとも施設保全の知識を有する技術職員のグループを役場組織のどこかに作りまとめて業務を担当したほうがいいのかについては、施設の安全確保や業務の効率性、人員の効率的配置などの観点から、全庁的に検討する必要がある。早期に検討されるよう指摘する。

下水道事業について

平成 27 年度に策定した東海村汚水処理計画において、下水道を敷設できない地域を合併処理浄化槽エリアとし浄化槽の補助制度を新設した。その住民説明会では 27%の参加しか得られなかったため、説明会への不参加世帯を個別訪問し説明をして概ね了解をいただいたとのことであった。このような丁寧な住民対応は、監査としても模範的な事例として評価したい。

第 5 次総合計画後期基本計画では、費用対効果の観点から下水道整備計画を見直しながら、2025 年頃の下水道事業の完了を目指している。長寿命化計画に基づき下水道の適切な維持管理、更新等を行いながら、計画の達成に向けての努力に期待したい。

雨水調整池の安全対策

大雨による浸水などの水害対策として、白方小あと地公園に雨水を溜める調整池が設置されているが、昨年 8 月のような大雨の際には水かさが増え、しかも人が立ち入れるようになってきているため、子どもたちの安全に懸念がある。何をするのか分からないのが子どもである。大雨時には公園の中に立ち入れないような安全対策をハード面を含めて対応するよう指摘する。

ほしいも産地強化と東海ブランドの確立

良質なイモを安定的に生産するため、サツマイモ畑の土壌分析を行い、土壌成分と生産量、品質の関係を調査している。また、衛生的な加工を促進するための三ツ星生産農家の育成・支援やカバークロップ（麦）栽培による砂埃防止、都会の消費地での P R 活動などを行っている。

このような、科学的アプローチを含めた多角的な取り組みは、高品質な製品を安定的に生産・販売し、また東海村ほしいもブランドを確立するための取り組みとして評価できる。今後は所管課だけではなく、村全体で協力して東海ブランドを考えるよう希望する。

「JA にじのなか」の販売について

東海村の農産物を販売する「JA にじのなか」は、午前中は品物が豊富で多くの方が来店するが、午後は品物が少なく閑散としている。仕事等で午後や夕方にしか来られない客も多いなか、品物が少なければ足は自然と遠退いてゆく。JA と協議し、何らかの策を講じる必要がある時期に来ていると思われる。

また、他の地域では生産者名の入った米を見かけるが、「JA にじのなか」では東海村の生産者名を表示している米が販売されていない。美味しい米は売れるし、米が売れば生産者はより美味しい米の生産を目指して努力する。消費者が気に入った地元米を選択・購入できるように、JA に働きかけ、良いものは売れ努力している生産者がより発展できるようにすべきである。

にじのなかは、店舗面積も広いので、やり方によってはさらに発展する可能性がある。村としても JA とよく協議し有効活用してほしい。

家庭菜園について

家庭菜園については、東海村が村民に提供している 260 区画のほとんどが利用されている。家庭菜園では農作業を楽しみ、収穫の喜びや花などを育てる喜びが味わえる。本村では、退職したサラリーマンの利用などで需要が大きいことに加え遊休農地対策にもなるため、利用しやすい環境を整えながら菜園と利用者の拡大を図っていただきたい。

地域公共交通運営事業，デマンドタクシーの無断キャンセル対策について

地域公共交通運営事業として実施している「路線バス」の平成 27 年度の利用者数は年間 38,497 人でデマンドタクシーの 44,890 人に比べ少なかったが、今年度になって全ての月でデマンドタクシーを上回っている。路線バスの利用者が増えているのは、関係者の努力により路線や時間帯、本数等の見直しが行われ利用しやすくなったことと、周知活動により認知度が高まってきたことによるためと考えられる。

デマンドタクシーは、ここ数年は年間 45,000 人程度の利用数で推移しており定着した感があるが、連絡をいただいても配車ができないためにお断りしている件数が年間 1,050 件前後ある一方で、無断キャンセルが年間約 2,500 件あり、これが大きな障害になっているとの報告を受けた。

もしキャンセルの事前連絡があれば、その分を他の利用者に回すことができるはずであり、そのためにも利用実態やキャンセルの連絡をしてほしい旨を広報や地域の集まり等いろいろな機会伝える努力も必要である。

なぜ連絡が必要かということが理解されれば、無断キャンセルも減っていく。デマンドタクシーを必要としている多くの方々ができるだけ利用できるよう、この無断キャンセル問題の対応を検討されたい。

産業・情報プラザの設備更新について

東海村産業・情報プラザ（アイヴィル）については、施設建設から 13 年が経過し、設備に老朽化がみられる。経費の平準化を図りつつ、計画的に修繕・更新を進めているが、特に多目的ホールのように講演会や大きなイベントで使用する施設は、音響、映像、PC 接続設備など基本的な機材の性能や作動状況がその講演会等の成功や満足度に大きく影響するため、今後設備の更新計画を策定されたい。

情報発信について

東海村の魅力や価値を村外へ発信するシティプロモーション事業の推進や、村公式ホームページの改良（予定）、SNS での情報発信など、広報が格段に良くなってきている。

広く速く情報発信を行うために、村公式ホームページや SNS での村民への情報提供が一定水準できちんと行えるよう、発信すべき情報、更新頻度などについて、全庁的な指針、マニュアルのようなものを策定する時期に来ていると思われる。

道路修繕など住民からの要望・苦情対応について

都市整備課では、住民や自治会からの要望や苦情が今年度 12 月までに 470 件、開庁日の 1 日当たり 2.6 件あり、この対応に大きな労力がかかっている。昨年度の時間外勤務実績では、この担当部署の職員が庁内で最も時間外勤務時間が長く労働基準法の一般的な限度時間を大幅に超過していた。

現場では、要望や苦情への対応が追いつかない状況もあるようである。長時間労働の是正や働き方改革が求められている中、人員の適正配置等を含めた対応が必要だと考えられる。慎重かつ適正に対応されるよう指摘する。

農業集落座談会

農業政策課と農業委員会は、農地の流動化と人・農地プランの策定を推進するため、14 の集落で農業集落座談会を開催した。これは、農業の課題について、ワークショップ形式で考えるもので、今回は「優良農地を守る」というテーマについて、村職員を含む少人数のグループに分かれて話合った。

参加者が課題について自らよく考え、いろいろな意見を活発に出し合い、話し合うという今回の座談会は、これまでの関係者間との話し合いとは違い、参加者の評価、満足度もかなり高かったようであり評価できる。

このような話し合いは、参加者が自ら考え、気付き、納得し、そして一緒に前に進むという気運を高める、素晴らしい取り組みである。今後も農業の推進のために、継続して行っていただきたい。

また、農業政策だけでなく、いろいろな課題・テーマについてこのような話し合いの場を持つことは検討する余地があると思う。

介護予防—シルバーリハビリ体操について

一般介護予防事業として実施しているシルバーリハビリ体操教室（いきいき体操教室）は好評で、参加者も増加傾向にある。この体操は、日常生活に欠かせない動作の訓練をするためのもので、高齢者の介護予防や健康づくりに役立つ。

本村には、この体操を指導できる「シルバーリハビリ指導士」が 70 人ほどおり、この指導士は参加者と同じシルバー世代の住民であり、シルバー体操を実施することにより、指導士自身も教わる住民も元気になる。このようなイベントに参加する全ての人たちのふれあいを通して、良い地域社会が作られていく。

この体操教室は現在、絆と舟石川、石神、白方各コミセンで毎週 1 回、その他のコミセンでは毎月 1 回開催されている。

高齢者が、このような体操を日常的に行い、また多くの人たちと会話をしふれあう機会が増えることは、身体だけでなく心の健康維持のためにも良いことであり今後も参加の機会は増やしていく必要があるが、体操教室実施の予定は広報とうかいや村ホームページに掲載され、集会所などにも案内が掲示されているものの実際にはその存在を知らない人も多いのではないかと思われる。

開催頻度を多くすることはもちろんだが、開催場所も自治会の集会所などを利用することによって、もっと多くの高齢者の方々が参加できるのではないだろうか。

高齢者に伝わる広報と自宅の近所での開催、そして指導士の養成支援に係課はより一層力を入れてほしい

平和大使の派遣について

例年、広島平和記念式典に合わせ、小中学校の生徒を平和大使として派遣しているが、実際に現地でその場の空気に触れることによって平和への思いが深く心に根ざすことになり、非常によい事業であると評価できる。

適正な予算の執行

新しい業務が急に立ち上がることは相応にあることだが、それに伴う出費の中で補正や流用の手続きをとらずに支出をおこなっている点が若干見られた。

また、百塚地区の除草に関しては平成 27 年度に一度予算計上したが実施されないうまま年度末に補正減した経緯があり、事業進捗上において安易な予算計上が伺える。

各課とも、事業の取り組みを見極め、適正な予算計上をするように努めてほしい。

高齢者クラブの扱いについて

高齢者クラブ連合会については、東日本大震災以降に当面の措置として「なごみ」を事務所として使用することとされているが、村との協定が正しくなされているのかが不明である。

連合会においては、会則により事務所を「なごみ」に置くと明文化されているものの、行政財産の使用については協定書及び使用に関する契約書を取り交わすべきと考える。

補助金等審議会について

平成 27 年度の決算審査における質問に、委員を選任し、審議会を開催する方向でいるとの回答を受けていた。

しかし、平成 28 年度は補助金等審議会運営事業 56,000 円を予算計上しているにもかかわらず、補助金等審議会での審査は行わず、内部会議で可否を決定しているとの報告があり、当該回答とは異なっているところである。

平成27年度の回答と平成28年度の現況が違う点について、詳細な経緯報告を
求める。同時に、回答のとおり助金等審議会の開催に向けて可及的速やかに取り
組むように指摘する。

以上、監査意見書として報告する。

平成29年3月21日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 飛田 静幸